長崎県よろず支援拠点コーディネーター募集

令和５年１月

長崎県商工会連合会

 長崎県商工会連合会は、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の実施にあたり、業務委託する「長崎県よろず支援拠点コーディネーター」を以下のとおり募集します。

１．職　種・募集人数

コーディネーター　５名程度

２．業務内容

よろず支援拠点チーフコーディネーターの指揮のもと、中小・小規模事業者等の経営課題を分析し、売上拡大や経営改善等の課題解決に最適な手法を選択し支援を行う。

 ３．採用対象者

(1)経営改善に関する支援に関する分野

　 中小企業診断士、税理士、金融機関勤務経験者等

(2)生産性向上に関する分野

IOTの活用、DX、生産管理等に関して専門的な知識を有する者

(3)販路開拓、海外展開等に関する分野

　　バイヤー経験者、海外展開の支援スキルを持つ者等

(4)広報戦略、デザイン等に関して専門的なスキルを有する者

広報戦略、デザイン、コピーライティング、WEB集客、ネット広告、ホームページ作成、店舗設計、商品陳列、アクセス分析等の専門的スキルを持つ者等

４．委託条件等

(1)報　酬　　　　　　　日額　25,000円（消費税及び地方消費税別）

(2)旅費・交通費　　　長崎県商工会連合会の規定による

(3)委託期間　　 令和5年4月1日～令和6年3月31日

委託開始は相談のうえ令和5年3月からとなることがある

(4)業務日　　　　　　　週１～３日程度（祝日、年末年始（12/29～1/3）は、原則として該当しないが、支援業務の都合により、変更する場合がある）

(5)業務時間　　　　　8:45～17:30（12:00～13:00は休憩）

(6)従事場所　　　　　長崎県商工会連合会内長崎県よろず支援拠点（長崎市桜町4-1　長崎商工会館ビル９Ｆ）及び出張相談会・セミナー開催場所等

５．応募方法等

(1)募集期間 令和５年１月２３日（月）～令和５年２月１５日（水）１２：００

(2)募集方法 提出書類の郵送

(3)提出書類（別添様式）

①コーディネーター応募申請書（様式１）　　②暴力団排除に関する誓約書（様式2）

③履歴書（A4 写真添付のこと）　　　　　　　④職務経歴書（A4 写真添付不要）

(4)提出先

〒850-0031

長崎市桜町４－１長崎商工会館９F

長崎県商工会連合会企業支援課よろず支援拠点

　担当：　市瀬（℡　095-828-1462）

・提出書類の返却はしない

・業務委託決定又は業務委託従事契約後も本事業の目的や内容から逸脱した行為、応募書類に虚偽、社会的信用を失墜する行為などあった場合は業務委託契約を取り消すことがある。

６．選考方法等

一次選考　　　書類審査

二次選考　　　面接審査（１次選考合格者のみ）

７．面接試験の日程

面接日　　　令和５年２月２５日（土曜日）

面接時間　　書類審査後メールで通知する（令和5年２月１７日頃）

（様式１）

コーディネーター応募申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | | 所属機関名又は事務所名 | 写真貼付箇所 |
| 氏 名        生年月日 　　年　　 月 　　 日生（ 　　 歳） | |  |
| 役 　　職 |
|  |
| 連絡先所在地 | 〒 | | |
| 電話番号 |  | | |
| メールアドレス |  | | |
| 希望する勤務日数 | 回／1週 | | |
| （１）コーディネーターに応募しようと考えた動機について記述してください。        （２）優れた中小企業・小規模事業者支援能力を有していると考える理由を記述してください。  （得意分野・スキル・人的ネットワーク・事業実績・支援実績等）      （３）今までに中小企業・小規模事業者を支援した主な事例を記述してください。  　（分かり易く、箇条書きで記述してください。）      （４）経営課題解決のために実施したい取り組み・方策について記述してください。 | | | |

※記述の際に行数が不足する場合は、適宜、追加してください。

※保有資格証明書等のコピーを添付してください。

※この応募申請書等の書類については、コーディネーターの選考以外の目的には使用しません。

（様式２）

令和５年　　月　 　 日

長崎県商工会連合会

会長　吉村　洋　 様

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

暴力団排除に関する誓約書

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（長崎県よろず支援拠点コーディネーター）を応募するにあたり、私は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき